

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B / A)
16年度	人 35,370	千円 12,346,079	千円 116,494	千円 2,928,722	% 23.7

(注) 1 人件費には特別職(非常勤を含む)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

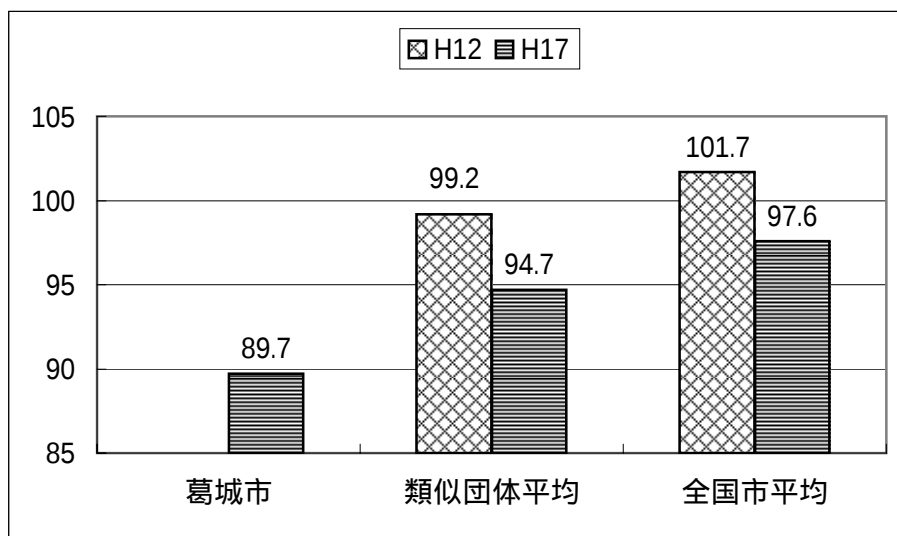
区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	人 337(3)	千円 1,276,384	千円 323,248	千円 531,505	千円 2,131,137	千円 6,323

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。
3 職員数の()内は、再任用職員数を職員数に対する内書きで表しています。

(3) 特記事項

平成16年10月1日において、旧新庄町、旧當麻町及び西葛城消防組合が合併し葛城市となりました。
上記(1)の額は、旧町分を含めた葛城市の決算額を表しています。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



算出方法:

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、葛城市の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。
葛城市の仮定給料総額(学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均です。

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	43.1	328,713	円 403,587
			円 360,080
国	40.3	329,728	円 382,092
類似団体	43.8	348,245	円 413,999
			円 390,402

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	50.0	262,809	円 323,928
			円 285,337
	54.0	235,767	円 245,722
			円 245,722
	47.1	283,095	円 374,891
			円 314,456
	52.1	230,340	円 260,846
			円 240,170
国	48.1	285,008	円 316,350
類似団体	46.9	282,502	円 319,568
			円 302,036
民間事業者平均	52.3	-	円 474,185

「民間事業者平均」は、奈良県人事委員会「職種別民間給与実態調査」による数値です。

教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	41.0	308,100	円 328,547
類似団体	40.4	317,158	円 350,624

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		葛城市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	171,100 円	190,200 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	143,300 円	154,300 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	143,300 円	154,300 円	-	-
教育職	大学卒	171,100 円	190,200 円	-	-
	高校卒	-	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成17年4月1日現在)

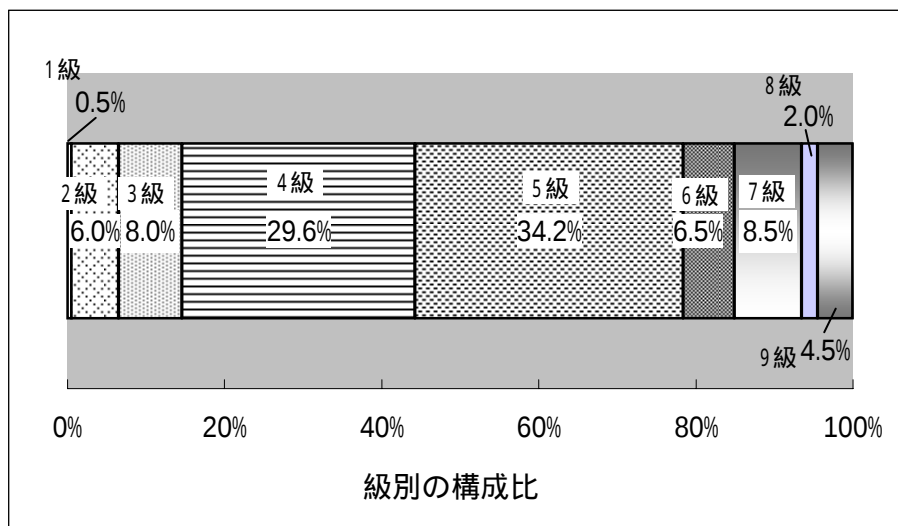
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,825 円	301,300 円	337,775 円
	高校卒	該当者なし	260,900 円	268,333 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	200,700 円	205,300 円
教育職	大学卒	243,500 円	該当者なし	該当者なし
	短大卒	該当者なし	277,600 円	315,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主任主査	課長補佐 主任主査	課長主幹	課長主幹	課長	部長
職員数	1人	12人	16人	59人	68人	13人	17人	4人	9人
構成比	0.5%	6.0%	8.0%	29.6%	34.2%	6.5%	8.5%	2.0%	4.5%

- (注) 1 葛城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
16年度	職員数(A)	362 人
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0 人
	比率(B)/(A)	0.0 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛城市			国		
1人当たり平均支給額(16年度)			-		
1,424千円					
(16年度支給割合)			(16年度支給割合)		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
3.0月分		1.4月分	3.0月分		1.4月分
(1.6月分)		(0.7月分)	(1.6月分)		(0.7月分)
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算		5 ～ 20%	・役職加算		5 ～ 20%
			・管理職加算		10 ～ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

葛城市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2% ～ 20%加算)			定年前早期退職特例措置(2% ～ 20%加算)		
1人当たり平均支給額					
10,033千円		26,756千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

(3) 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		21,126千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		58,359円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	362人	0%

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年10月～17年3月の6ヶ月分)での決算額です。

(4) 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績(16年度決算)		13,334千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		185,194円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		19.8%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症対策業務手当	保健師	感染症発生に伴う防疫作業	日額 5,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人等の収容作業	日額 5,000円
有線放送業務 高所作業等手当	有線放送業務担当職員	有線放送の維持管理に おける高所作業	日額 1,000円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事職員	本務としない職員が、臨時に マイクロバスの運転を行う	日額 2,000円～ 3,500円 (運転距離に応じて)
環境衛生業務手当	清掃業務員	塵芥・し尿処理作業及び 危険な作業	日額 1,500円～ 3,400円 (業務の内容に応じて)
消防防災手当	消防吏員	消防業務、救急業務及び 救助業務	日額 50円～600円 1件 200円～400円 (業務の内容に応じて)

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年9月～17年3月の7ヶ月分)での決算額です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	45,444千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	188千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年9月～17年3月の7ヶ月分)での決算額です。

(6) その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,500円 ・扶養親族2人まで6,000円(ただし、配偶者の いない扶養親族の1人目は、11,000円。また、 配偶者が扶養親族でない場合、1人目は 6,500円) ・その他の扶養親族1人につき 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度終わり までの子1人につき5,000円加算	同じ	無し	31,562千円	133,737円

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

住居手当	・借家 最高支給限度額 27,000円 ・新築・購入後 5年を経過していない 2,500円	同じ	無し	4,971千円	105,765円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 ・自動車等の使用者 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ	無し	6,480千円	26,024円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 部長級(部長、理事) 給料月額に100分の15を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て、以下同じ。) 課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額			31,619千円	261,314円
休日勤務手当	・祝日法による休日及び年末年始の休日等に勤務した者 勤務1時間当たり支給額(支給単価)に100分の135を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる 勤務1時間当たり支給額 (給料月額 + 給料月額に対する調整手当月額) × 12 1週間当たりの勤務時間 × 52	同じ	無し	7,358千円	237,354円
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した者 勤務1時間当たり支給額(支給単価)に100分の25を乗じて得た額に、勤務時間数を乗じる 勤務1時間当たり支給額 同上	同じ	無し	1,201千円	38,741円
宿日直手当	・宿日直業務(一般) 4,200円 / 日	同じ	無し	5,069千円	29,470円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額において、扶養手当～管理職手当は16年10月～17年3月の6ヶ月分、休日勤務手当～宿日直手当は16年9月～17年3月の7ヶ月分の、葛城市での決算額です。

5 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等	
給料月額	市長	(平成17年10月1日現在)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額
	助役	890,000円	1,000,000円 / 720,800円
	収入役	740,000円	800,000円 / 598,400円
	特別参与	680,000円	700,000円 / 552,800円
		400,000円	- -

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

報酬月額	議長 副議長 議員	(平成17年11月1日現在)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額	
		470,000円 400,000円 370,000円	524,000円 / 448,000円 / 410,000円 /	285,000円 245,000円 225,000円
期末手当	市長 助役 収入役 特別参与	(16年度支給割合) 3.3月分		
	議長 副議長 議員	(16年度支給割合) 3.3月分		
退職手当	市長 助役 収入役 特別参与	(算定方式：平成17年4月1日現在) (支給時期) 給料月額 × 支給率(5.2) × 在職年数 在職中通算 給料月額 × 支給率(3.3) × 在職年数 在職中通算 給料月額 × 支給率(2.8) × 在職年数 在職中通算 一般職と同様の扱い(給料月額 × 勤続年数に応じた支給率、退職時)		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政 部門	議 会	5	5	0	退職及び合併に伴う異動
	総 務	64	52	-12	
	税 務	20	20	0	
	農林水産	15	10	-5	
	商 工	2	3	1	
	土 木	16	20	4	
	民 生	48	60	12	
	衛 生	51	47	-4	
小 計		221	217	-4	[参考：類似団体の職員数 250]
特別行政 部門	教 育	78	77	-1	退職及び合併に伴う異動
	消 防	44	43	-1	
	小 計	122	120	-2	[参考：類似団体の職員数 129]
公営企業 等会計部 門	水 道	15	12	-3	退職及び合併に伴う異動
	下 水 道	10	7	-3	
	国保・介護	12	11	-1	
	小 計	37	30	-7	
総 合 計		380 [474]	367 [474]	-13 [0]	

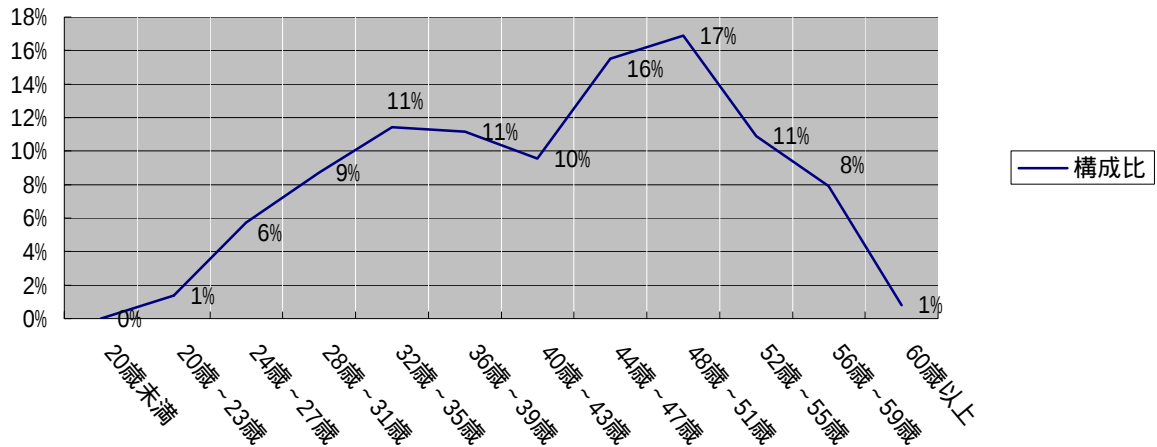
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 平成16年の数値は、旧新庄町、旧當麻町及び西葛城消防組合の職員数を合計したものです。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

(2) 年齢別職員構成の状況(平成17年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳
職員数	0人	5人	21人	32人	42人	41人	35人	57人	62人	40人	29人
区分	60歳以上	計									
職員数	3人	367人	定年:60歳 60歳以上の職員(3人)は、再任用職員です。								

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B / A)
16年度	千円 800,863	千円 77,937	千円 100,594	% 12.6

イ 予算

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	人 13	千円 53,983	千円 14,342	千円 23,787	千円 92,112	千円 7,086

(注) 1 職員手当には退職給与金は含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

ウ 特記事項

平成16年10月1日において、旧新庄町及び旧當麻町が合併し葛城市となりました。
上記(ア)の額は、旧町分を含めた葛城市の決算額を表しています。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
葛城市	歳 44.6	円 383,058	円 590,462
団体平均	歳 44.1	円 375,763	円 577,861

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び調整手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

葛城市(企業職)		葛城市(企業職を除く全職種)	
1人当たり平均支給額(16年度)		1人当たり平均支給額(16年度)	
1,691千円		1,424千円	
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6月分)	(0.7月分)	(1.6月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5 ~ 20%	・役職加算	5 ~ 20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

葛城市(企業職)			葛城市(企業職を除く全職種)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2% ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置(2% ~ 20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 28,909千円			10,033千円 26,756千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		858千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		66,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	13人	0%

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年10月～17年3月の6ヶ月分)での決算額です。

エ 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績(16年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	0%
手当の種類(手当数)	無

オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	1,065千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	152千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年10月～17年3月の6ヶ月分)での決算額です。

カ その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,500円 ・扶養親族2人まで6,000円(ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円) ・その他の扶養親族1人につき 5,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算	同じ	無し	1,950千円	150,000円
住居手当	・借家 最高支給限度額 27,000円 ・新築・購入後 5年を経過していない 2,500円	同じ	無し	339千円	73,800円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額 ・自動車等の使用者 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上 10km未満 4,100円 10km以上 15km未満 6,500円 15km以上 20km未満 8,900円 20km以上 25km未満 11,300円 25km以上 30km未満 13,700円 30km以上 35km未満 16,100円 35km以上 40km未満 18,500円 40km以上 45km未満 20,900円 45km以上 50km未満 21,800円 50km以上 55km未満 22,700円 55km以上 60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ	無し	279千円	23,250円

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 局長級 給料月額に100分の15を 乗じて得た額(100円未満の 端数は切り捨て。以下同じ。) 課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を 乗じて得た額 課長補佐級 給料月額に100分の10を 乗じて得た額	同じ	無し	1,689千円	281,500円
宿日直手当	・宿日直業務(一般) 4,200円 / 日 ・宿日直業務(諸施設の巡視、臨時の業務) 6,300 円 / 日	同じ	業務の 種類、 手当額	402千円	33,500円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年10月～17年3月の6ヶ月分)での決算額です。

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

本庁などの場合	月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間45分、休息时间15分
---------	---

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(平成16年度)
1年度につき20日付与。 現年度に付与した日数の残日数は 翌年度に繰越可能。	7.2日

(3) 特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給 / 無給	付与日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	骨髄提供のための休暇 ボランティア休暇 結婚休暇 妻の出産休暇 産前、産後休暇 子の看護のための休暇 親族の死亡 夏季休暇	有給 有給 有給 有給 有給 有給 有給 有給	必要と認められる期間 5日 / 年 連続5日 / 年 2日 6週間、出産の翌日から8週間 5日 / 年 1～7日 3日 / 7～9月の間
介護休暇	配偶者、父母、子など負傷又は疾病の ため日常生活を営むのに支障があるもの を介護する場合	1時間当たりの 給与額を減額	6月

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。
育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(平成16年度)
育児休業	5人(0人)
部分休業	0人(0人)

()は男性職員の取得者数。

葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

9 分限及び懲戒処分状況

(平成16年10月～平成17年12月末時点)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
3人	0人	0人	0人	0人

- (注) 1 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。
心身の故障(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。
この場合、退職手当などに不利益な取扱いはされませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。3人は全て心身の故障による分限休職処分です。
- 2 懲戒処分は、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。
分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されず、当該地方公共団体への再就職、試験なども制限されます。

10 職員の服務状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。

この根本基準として、次のような服務上の義務が定められています。

- ・服務の宣誓
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

11 公平委員会の状況

(平成16年10月～平成17年12月末時点)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

懲戒、その他の本人の意に反すると認める不利益な処分が行われた場合、その職員は行政不服審査法による不服申立てができます。また、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

それらの不服申立てや措置要求がされた場合、公平委員会はその職員から口頭審理その他の方法により審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消しを行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。